

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2023 年 11 月 24 日

株式会社りそなホールディングス

2023年11月24日
東京都江東区木場一丁目5番65号
株式会社りそなホールディングス
取締役兼代表執行役社長 南 昌宏

当社は、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ(以下「関西みらいフィナンシャルグループ」といいます。)との間で締結した吸収合併契約書(以下「本吸収合併契約」といいます。)に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、関西みらいフィナンシャルグループを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本吸収合併を行うに際して、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別添1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は、関西みらいフィナンシャルグループの発行済株式の全てを所有していることから、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付及び割当ては行いません。

3. 本吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 関西みらいフィナンシャルグループについての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 自己株式の取得及び消却

a) 当社は、2023年5月12日開催の取締役会決議等に基づき、以下のとおり自己株式の取得及び消却を実施いたしました。

自己株式の取得

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	15,351,300株
取得価額の総額	9,999,972,495円
取得期間	2023年5月15日から2023年6月23日
取得方法	取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け

自己株式の消却

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	15,351,300株
消却日	2023年7月31日

- b) 当社は、2023年11月10日開催の取締役会等において、以下のとおり自己株式の取得を決議し、また、自己株式の消却を決定いたしました。

自己株式の取得

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	25,000,000株(上限)
取得価額の総額	15,000,000,000円(上限)
取得期間	2023年11月13日から2023年12月29日
取得方法	取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け

自己株式の消却

消却する株式の種類	当社普通株式
消却する株式の総数	上記により取得した自己株式の全株式数
消却予定日	2024年1月25日

6. 本吸収合併の効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併の効力発生日後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本吸収合併の効力発生日後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別添 1

吸収合併契約書

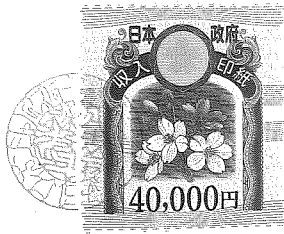
(次頁以下に添付)

吸収合併契約書

2023年11月10日

株式会社りそなホールディングス

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ



吸収合併契約書

株式会社りそなホールディングス（住所：東京都江東区木場一丁目 5 番 65 号、以下「甲」という。）及び株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（住所：大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号、以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第 1 条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（合併当事会社の商号及び住所）

第 2 条 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次の各号のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社りそなホールディングス

住所：東京都江東区木場一丁目 5 番 65 号

（2）吸収合併消滅会社

商号：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

住所：大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号

（合併に際して交付する金銭等）

第 3 条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、甲は乙の株主に対して、乙の株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額）

第 4 条 本合併に際して、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

（合併の効力発生）

第 5 条 本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024 年 4 月 1 日とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙の合意によりこれを変更することができる。

（株主総会における承認）

第 6 条 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株主総会決議による承認を得ることなく本合併を行う。

2 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、株主総会決議による承認を得ることなく

本合併を行う。

(会社の財産の管理)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、本契約において企図された行為以外で、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、甲又は乙の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本合併の実行又は本合併の条件に重大な悪影響を与える事態その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲若しくは乙は、両当事者が協議の上、本契約を解除し、又は、甲及び乙は、両当事者が協議し合意の上、本合併に関する条件を変更することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本合併について銀行法（昭和56年法律第59号）その他の適用ある法令の定めに基づき本効力発生日に先立って取得することを要する関係官庁の認可等が得られなかった場合、その効力を失う。

(契約の変更)

第10条 本契約は、甲及び乙の本契約の書面による改訂又は甲及び乙が別途合意する方法によらなければこれを変更することができない。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項その他本合併に必要な事項は、甲及び乙が協議し合意の上定める。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 11 月 10 日

甲： 東京都江東区木場一丁目 5 番 65 号
株式会社りそなホールディングス
取締役兼代表執行役社長 南 昌宏



乙： 大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代表取締役兼社長執行役員 西山 和宏





関西みらいフィナンシャルグループの最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以下に添付)

第6期 事業報告

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

株式会社 関西みらいフィナンシャルグループ

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を営んでおります。

ロ 金融経済環境

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症への対応と社会経済活動の両立が進む中、総じて持ち直しの動きとなりました。個人消費は物価上昇の影響を受けつつも緩やかな増加基調となりました。生産や輸出は供給制約の緩和により回復する場面もありましたが、年度末にかけては海外経済減速の影響を受け弱含みとなりました。消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合指数において、エネルギーや食料品等の価格上昇により1月に前年比+4.2%のピークをつけましたが、2月以降は政府の電気・ガス価格激変緩和対策により上昇率は鈍化しました。

当社の主要営業地盤である関西では、新型コロナウイルス感染症の影響で長らく低迷していたインバウンド需要が戻り始め、サービス業をはじめとする非製造業部門が回復の兆しを見せる一方、日米金利差拡大に起因する円安とウクライナ危機により拍車のかかった資源高による物価上昇により仕入れコスト等が増加したことで、製造業は伸び悩みました。

海外経済は総じて回復基調となったものの、夏場以降は回復ペースが鈍化し一部で弱さがみられました。米国経済は緩やかな回復基調が続き、雇用情勢について堅調に推移した一方で、高インフレやFRBの金融引締めの影響等から製造業景況感や住宅市況には悪化がみられました。欧州経済は減速感が強まる場面もありましたが、年度末にかけエネルギー価格が下落すると減速基調は一服し、景気は底堅く推移しました。中国経済は新型コロナウイルスの感染者数の急増により停滞する場面もありましたが、年度末にかけては感染状況の落ち着きとゼロコロナ政策の転換により急回復しました。

金融市場では、インフレ高進により主要国で大幅な利上げが実施され、振れの激しい展開となりました。また年度末には米国地方銀行の破綻や欧州大手金融機関の救済合併を受けた金融不安から、リスク回避姿勢が強まりました。NYダウは9月末にかけて下落し一時3万ドルを割り込んだものの、その後は持ち直し11月以降は概ね3万2,000~3万4,000ドル台のレンジで推移しました。日経平均株価はグローバル経済の先行きに対する懸念が重石となる一方で円安進行による輸出企業業績への期待が下支えとなり、2万円台後半のレンジで上下する動きとなりました。米国長期金利はFRBの利上げ見通しが高まるなかで10月下旬に4.2%台のピークをつけたものの、その後はレンジを切り下げ3月に金融不安から一時3.3%を割り込みました。日本長期金利は日本銀行による長期金利誘導レンジ上限である0.25%付近で推移していましたが、12月の金融政策決定会合で誘導レンジが上下0.5%に拡大されると上限の0.5%近辺まで上昇し、その後年度末にかけては米国金利低下等を受けて0.3%台の水準にレンジを切り下げました。ドル円は日米金利格差の拡大等を背景に上昇し、10月に約32年ぶりの150円台に乗せたものの、その後は政府・日本銀行により為替介入が実施されたほか、米国金利低下や日銀による金融政策の修正の思惑から下落し、一時130円割れの水準となりました。

ハ 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度は2020年に策定した「第2次中期経営計画~Change Gears for “Kansai”~」の最終年度であり、掲げた「FGブランドの確立と真価発揮のStage」とすべく、「グループの強みあるビジネスの強化」「将来を見据えた新たな収益源創造」「チャネル改革、業務改革、人材改革」を中心に様々な試み、改革に取り組んでまいりました。

チャネル戦略においては、グループ一体でのより効率的な店舗運営を目指して8拠点でりそな銀行との共同店舗化を進め、自社グループ内でも10拠点の共同店舗化を進めました。一方、顧客利便性の向上を図るべく関西みらい銀行では2022年1月に取り組んだ池田泉州銀行や滋賀銀行に続き

2022年11月から京都信用金庫とATMの無料相互開放サービスを開始するなど地域金融機関の垣根を超えた取り組みを継続しております。

お客さまの「～したい」を具体的にサポートするため、2022年6月にみらいリーナルパートナーズ株式会社にて購入型クラウドファンディングサイト「Warakado 広場（わらかどひろば）」を開設いたしました。“関西みらいフィナンシャルグループのお客さまの「すごい！」を発掘する”をコンセプトに、関西の魅力ある商品やサービスを発掘・発信致します。また、2021年度に引き続き内閣府「先導的人材マッチング事業」の間接補助業者として地域企業の経営幹部や経営課題解決に必要な専門人材の確保を通じて、地域の中堅・中小企業の成長・生産性向上の実現を目指してまいります。

また、2030年SDGs達成に向け、グループ共通の「サステナビリティ長期目標」に基づき取り組みを進めてまいりました。特に環境分野において、環境省近畿地方環境事務所との「近畿地方における脱炭素及びローカルSDGsの実現に向けた連携協定」を、2022年3月締結のみならず銀行に続き、関西みらい銀行でも2023年2月1日に締結しました。また2023年2月20日より環境寄付型私募債～グリーンパスポート～の取り扱いを開始し、関西みらい銀行が受け取る手数料の一部を、お客さまが指定した環境関連基金等に対して寄付を行い、再生可能エネルギー設備の普及、森林整備等の環境保全活動などを応援しております。

（当連結会計年度の業績）

当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

連結業務粗利益は、前期比109億円減少し1,349億円となりました。資金利益は、預け金利息の減少等により同20億円減少し1,064億円となりました。役務取引等利益は、投資信託関係手数料を中心に同42億円減少し314億円となりました。その他業務利益は、債券関係損益の減少等により同46億円減少し30億円のマイナスとなりました。

経費（銀行臨時処理分等を除く）は前期比34億円改善し、1,017億円となりました。

以上の結果、実質業務純益は、前期比75億円減少し331億円となりました。

与信費用は、前期比51億円減少し33億円の繰り入れ、株式等関係損益は、同6億円増加し19億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比51億円増加し、222億円となりました。

連結総資産は、前期末比1兆6,204億円減少し、14兆460億円となりました。

資産の部は、有価証券は前期末比55億円増加し、1兆3,084億円となりました。貸出金は同2,201億円増加し、9兆8,947億円となりました。

負債の部は、預金は前期末比892億円減少し、11兆746億円となりました。譲渡性預金は同100億円増加し、2,351億円となりました。

純資産の部は前期末比241億円増加し、5,092億円となりました。株主資本合計は同222億円増加し、5,096億円となりました。

グループ銀行の業績（関西みらい銀行、みならず銀行合算）は以下のとおりとなりました。

業務粗利益は役務取引等利益の減少、債券関係損益の悪化等により前期比101億円減少し1,266億円となりました。経費（銀行臨時処理分等を除く）は同43億円改善し、970億円となりました。以上の結果実質業務純益は同58億円減少し295億円となり、当期純利益は同61億円増加し188億円となりました。

ニ 対処すべき課題

ロシアのウクライナ侵攻に端を発する地政学リスクの高まりに呼応するようにテロ・サイバー・ミサイル攻撃のリスクも高まっています。このような情勢下においても円滑な事業運営が行えるよう、事業継続できるシステムの構築が課題となっております。情勢は時々刻々と変化しており、グループ全体で即時に対応するためのより強固な情報連携体制の構築も必要となっております。

2023年3月には米国のシリコンバレーバンク破綻、スイスのUBSによるクレディ・スイスの買収など全世界規模で金融不安が広がり、激変する社会環境において難しい舵取りが予想されます。日本銀行はマイナス金利政策の継続を示唆しており、持続的成長のためには引き続き新たなビジネスモデルの構築が求められています。

国内においては新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ2023年5月には政府による5類引き下げが予定されており、近畿圏においても経済の回復が期待されています。一方でコロナ禍の金融支援や公的支援策の効果が薄れていることや物価高、エネルギー高、人材不足に起因する倒産件数は増加しております。近畿圏では企業のゼロゼロ融資の返済が2023年7月にピークを迎え、今後更にきめ細やかな対応が求められます。

これらの課題解決、日常の業務運営において「お客さまの信頼に応える」というりそなグループの経営理念のもと、「お客さま本位の業務運営」を進めてまいります。具体的な行動指針として「フィデューシャリー・デューティー取組方針」を定め、実践していきます。

また、当社社員による不祥事の発生を厳粛に受け止め、経営陣を筆頭にコンプライアンス教育を徹底し、不正を許さない企業風土・企業文化の醸成を図ります。真に有効かつ持続可能な事故防止管理態勢を構築するべく、行動管理・人事管理・事務管理の強化、および内部牽制機能の一層の強化・充実に努め、役職員一丸となって信頼回復に向けて取り組んでまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	192,866	189,725	182,854	190,172	186,542
経常利益	16,679	8,575	17,357	29,255	29,148
親会社株主に帰属する 当期純利益	68,422	3,925	11,262	17,096	22,272
包括利益	66,262	△8,851	27,676	13,067	24,131
純資産額	473,520	455,350	477,696	485,145	509,273
総資産	11,630,112	11,225,125	14,602,919	15,666,517	14,046,034

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- 2018年4月1日に、当社と株式会社関西アーバン銀行及び株式会社みなと銀行それぞれの株式交換を実施したことにより、両行が完全子会社となったことから、両行及びその連結子会社について、2018年度から連結の範囲に含めております。
- 株式会社関西アーバン銀行と株式会社近畿大阪銀行は2019年4月1日に合併し、その商号を株式会社関西みらい銀行としております。
- 当社は、2022年3月18日に全額出資によりみらいリーナルパートナーズ株式会社を設立し、2021年度から連結の範囲に含めております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業収益	11,818	11,695	3,136	2,111	2,737
受取配当額	9,553	9,559	1,004	—	401
銀行業を 営む子会社	9,553	9,559	1,004	—	401
その他の 子会社	—	—	—	—	—
当期純利益	9,550	9,492	772	△28	112
1株当たり 当期純利益	25円63銭	25円48銭	2円7銭	△7銭	30銭
総資産	376,846	376,937	373,244	369,238	369,259
銀行業を営む 子会社株式等	366,506	366,473	366,473	366,473	366,473
その他の 子会社株式等	—	—	—	100	100

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人数

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	5,144 人	64 人	180 人

(注) 就業者数を記載しております。

ロ 当社の使用人の状況

	当年度末
使用人数	770 人
平均年齢	46 年 1 月
平均勤続年数	21 年 8 月
平均給与月額	545 千円

- (注) 1. 当社使用人は、株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行等からの出向者です。
2. 平均勤続年数は、株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行等からの出向者の各社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 平均給与月額は、3 月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行業

株式会社関西みらい銀行

(ア) 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
大阪府	176	20
滋賀県	55	5
兵庫県	17	4
京都府	8	1
奈良県	5	-
和歌山県	2	-
愛知県	2	-
東京都	1	-
合計	266	30

(注) 当年度末において、上記のほか店舗外現金自動設備を 110 か所設置しております。

(イ) 当年度新設営業所

当年度において次の営業所を新設いたしました。

営業所名	場所
1. 水口支店平和堂信楽プラザ	滋賀県甲賀市
2. 水口支店平和堂甲南プラザ	滋賀県甲賀市
3. 美原支店ららぽーと堺出張所	大阪府堺市
4. 奈良支店平和堂木津プラザ	京都府木津川市
5. 八日市支店平和堂日野プラザ	滋賀県蒲生郡日野町

注1. 当年度において次の営業所を廃止いたしました。

営業所名
1. 四条畷駅前支店交野南プラザ

注2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

出張所名	場所
1. 東大阪支店高井田中出張所	大阪府東大阪市
2. 牧野支店ファミレやわた出張所	京都府八幡市
3. 池田支店石橋阪大前駅出張所	大阪府池田市
4. 四條畷支店藤が尾出張所	大阪府交野市
5. 堺支店堺一条通出張所	大阪府堺市
6. 針中野支店矢田駅前出張所	大阪市東住吉区
7. 十三支店塚本駅前出張所	大阪市西淀川区
8. 八日市支店東近江中里町出張所	滋賀県東近江市
9. 長浜支店浅井内保町出張所	滋賀県長浜市
10. 水口支店平和堂信楽店出張所	滋賀県甲賀市
11. 日根野支店イオンモール日根野出張所	大阪府泉佐野市
12. 鳳支店北信太出張所	大阪府和泉市
13. 水口支店平和堂甲南店出張所	滋賀県甲賀市
14. 美原支店ららぽーと堺店出張所	大阪府堺市
15. 奈良支店平和堂木津店出張所	京都府木津川市
16. 箕面支店桜ヶ丘出張所	大阪府箕面市
17. 正雀支店ルッツ南摂津出張所	大阪府摂津市
18. 八日市支店平和堂日野店出張所	滋賀県蒲生郡日野町
19. 京都支店福知山駅前出張所	京都府福知山市
20. 出来島支店出来島駅前出張所	大阪市西淀川区
21. 鳳支店富木駅前出張所	大阪府高石市
22. 箕面支店粟生団地出張所	大阪府箕面市

注3. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

出張所名
1. 甲西支店平和堂甲西中央店出張所
2. 草津支店エルティ932出張所
3. 野洲支店アクロスプラザ野洲出張所
4. 守山支店スター守山水保店出張所
5. 長浜支店長浜楽市出張所
6. 八日市支店西友八日市店出張所
7. 守山支店丸善守山店出張所
8. 東大阪支店深江出張所
9. 堅田支店イズミヤ堅田店出張所
10. 草津支店草津市役所出張所
11. 草津支店草津近鉄百貨店出張所
12. 松原支店岡出張所

株式会社みなと銀行

(ア) 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
兵庫県	101	1
大阪府	3	-
東京都	1	-
合計	105	1

(注) 当年度末において、上記のほか店舗外現金自動設備を75か所設置しております。

(イ) 当年度新設営業所

当年度における新設営業所はありません。

注1. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

出張所名	場所
1. 本店営業部サンシティ三宮出張所	兵庫県神戸市中央区

注2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

出張所名
1. 西神中央支店かりばプラザ出張所

関西みらい保証株式会社

(本社：大阪市)

関西総合信用株式会社

(本社：大阪市)

びわこ信用保証株式会社

(本社：大津市)

幸福カード株式会社

(本社：大阪市)

みなと保証株式会社

(本社：神戸市)

② リース業

関西みらいリース株式会社 (本社：大阪市)
 みなとリース株式会社 (本社：神戸市)

③ その他事業

みらいリーナルパートナーズ株式会社 (本社：大阪市)
 りそなみらいズ株式会社 (本社：大津市)
 みなとビジネスサービス株式会社 (本社：神戸市)
 株式会社みなとカード (本社：神戸市)
 みなとシステム株式会社 (本社：神戸市)
 みなとキャピタル株式会社 (本社：神戸市)

ロ 当社の事務所の状況

事務所名	所在地	設置年月日
本社	大阪府中央区備後町二丁目2番1号	2017年11月14日

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
設備投資の総額	3,780	202	16	3,999

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内容	金額
銀行業	ソフトウェアの導入・更改等	1,432
	店舗の売却等 (関西みらい銀行旧茨木中央支店他)	431
	ソフトウェアの除却	132

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する 当社の議決権比率	その他
株式会社 りそなホールディングス	東京都江東区木場 一丁目5番65号	銀行持株会社	百万円 50,472	% 100.00	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 親会社が有する当社の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・当社は、親会社である株式会社りそなホールディングスとの間で、当社が株式会社りそなホールディングスの定めるグループの計画、方針、基準等に従い業務運営に努めること、また、一定の財務及び事業の方針につき株式会社りそなホールディングスと事前協議することを合意しております。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 関西みらい銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	銀行業務	百万円 38,971	% 100.00	—
株式会社 みなと銀行	神戸市中央区三宮町 二丁目1番1号	銀行業務	39,984	100.00	—
みらいリーナル パートナーズ 株式会社	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	経営課題解決事業	100	100.00	—
関西みらいリース 株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	リース業務 貸出業務	100	100.00 (100.00)	—
関西みらい保証 株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	信用保証業務	6,397	100.00 (100.00)	—
関西総合信用 株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	信用保証業務	100	100.00 (100.00)	—
びわこ信用保証 株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	信用保証業務	20	100.00 (100.00)	—
りそなみらいズ 株式会社	大津市中央四丁目 5番4号	印刷・製本業務、 計算受託業務	10	68.30 (68.30)	—
幸福カード 株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	信用保証業務	30	100.00 (100.00)	—
みなとビジネス サービス株式会社	神戸市西区竹の台 六丁目2番地	事務処理代行業務	20	100.00 (100.00)	—
みなと保証 株式会社	神戸市東灘区森南町 一丁目5番1号	信用保証業務	200	100.00 (100.00)	—

みなとリース 株式会社	神戸市中央区筒井町 三丁目 12 番 14 号	リース業務	30	100.00 (100.00)	—
株式会社 みなとカード	神戸市中央区西町 35 番地	クレジットカード業務	350	100.00 (100.00)	—
みなとシステム 株式会社	神戸市西区竹の台 六丁目 2 番地	コンピューター 関連業務	50	100.00 (100.00)	—
みなとキャピタル 株式会社	神戸市中央区多聞通 二丁目 1 番 2 号	投資業務 経営相談業務	250	100.00 (100.00)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の () 内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。

4. みなとアセットリサーチ株式会社は、2022 年 6 月に清算終了いたしました。

5. みなとビジネスサービス株式会社は、2023 年 3 月末で解散決議しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
	百万円	千株	%
株式会社関西みらい銀行	13,700	—	—
株式会社みなと銀行	13,700	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

取締役

(2022 年度末現在)

	氏名	地位及び担当	重要な兼職
	菅 哲 哉	代表取締役兼 社長執行役員	株式会社りそなホールディングス 執行役 株式会社関西みらい銀行 代表取締役社長
	武 市 寿 一	代表取締役	株式会社みなと銀行 代表取締役社長
	西 山 和 宏	代表取締役兼 執行役員	株式会社関西みらい銀行 代表取締役兼 副社長執行役員
*	磯 野 薫	取締役	株式会社関西みらい銀行 取締役
	石 井 暁	取締役 (常勤監査等委員)	
*	安 田 隆 二	取締役 (監査等委員)	株式会社ヤクルト本社 社外取締役 東京女子大学 理事長
*	高 橋 亘	取締役 (監査等委員)	大阪経済大学経済学部 教授 神戸大学経済経営研究所 リサーチフェロー
*	三箇山 秀之	取締役 (監査等委員)	DM三井製糖ホールディングス株式会社 顧問

(注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当社は、常勤の監査等委員に石井暁を選定しております。常勤の監査等委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査等委員全員と共有することで、監査の実効性を確保しております。

3. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役のうち、菅哲哉、西山和宏は執行役員を兼務しております。

4. 2022 年度末の執行役員（取締役を兼務する執行役員を含む）は次のとおりであります。

執行役員：18 名

当年度中に辞任した取締役

取締役	奥田 務	2022 年 6 月 23 日付辞任
取締役（監査等委員）	西川 哲也	2022 年 6 月 23 日付辞任

(ご参考) 4月1日付の会社役員の様子は、次のとおりであります。

取締役

(2023年4月1日現在)

	氏名	地位及び担当	重要な兼職
	菅 哲 哉	取締役会長	株式会社関西みらい銀行 取締役会長
	西 山 和 宏	代表取締役兼 社長執行役員	株式会社関西みらい銀行 代表取締役社長 株式会社りそなホールディングス 執行役
	武 市 寿 一	代表取締役	株式会社みなと銀行 代表取締役社長
	持 丸 秀 樹	取締役兼 執行役員	株式会社関西みらい銀行 取締役兼専務執行役員
*	磯 野 薫	取締役	株式会社関西みらい銀行 取締役
	石 井 暁	取締役 (常勤監査等委員)	
*	安 田 隆 二	取締役 (監査等委員)	株式会社ヤクルト本社 社外取締役 東京女子大学 理事長
*	高 橋 亘	取締役 (監査等委員)	大阪経済大学経済学部 教授 神戸大学経済経営研究所 リサーチフェロー
*	三箇山 秀之	取締役 (監査等委員)	DM三井製糖ホールディングス株式会社 顧問

(注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当社は、常勤の監査等委員に石井暁を選定しております。常勤の監査等委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査等委員全員と共有することで、監査の実効性を確保しております。
3. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役のうち、西山和宏、持丸秀樹は執行役員を兼務しております。
4. 2023年4月1日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を含む)は次のとおりであります。

執行役員：18名

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る役員報酬等

区分	支給 人数	報酬等				
		総額	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	左記以外 の 報酬等
	(人)	(百万 円)	(百万 円)	(百万 円)	(百万 円)	(百万 円)
取締役（監査等委員を 除く） （うち社外取締役）	5 (2)	56 (13)	38 (13)	18 (-)	- (-)	- (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (4)	48 (28)	48 (28)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外取締役）	10 (6)	105 (42)	87 (42)	18 (-)	- (-)	- (-)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2022年6月23日をもって辞任した取締役1名ならびに取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

3. 連結報酬等の総額が1億円以上となる役員はおりません。

ロ 取締役及び執行役員の個人別の報酬等の算定方法の決定方針に関する事項

- 当社の取締役の報酬は、株主総会において報酬等の年額総額を決定し、その範囲内において取締役会が更に代表取締役社長に取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定を委任しております。
- 取締役（非執行）の報酬は、公正な立場から経営の監査・監督を担う立場であることを踏まえ、役職位別報酬（固定/現金報酬）のみで構成しております。
- 代表取締役等の報酬は、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整備する観点から、役職位別報酬（固定/現金報酬）と業績連動報酬（現金報酬・株式報酬）で構成しております。

※取締役のうち代表取締役、業務を執行する取締役及び執行役員を「代表取締役等」、それ以外の取締役を「取締役（非執行）」と表記します。

① 役職位別報酬

役職位毎の職責に応じて支給します。

② 業績連動報酬

代表取締役等には、年次業績に連動するインセンティブとして業績連動報酬を支給します。業績連動報酬は、現金報酬と株式報酬で構成し、株式報酬は株式取得目的報酬により支給します。

※株式取得目的報酬

自社株の取得に使用を限定した金銭報酬であり、支給された金額のうち一定割合を「りそなホールディングス役員持株会」に拠出し自社株を取得する方式です。

【報酬割合】

役職位	役職位別報酬 (固定報酬)	業績連動報酬 (変動報酬)		合計
	現金報酬	現金報酬	株式報酬	
社長	50%	33.3%	16.7%	100%
代表取締役 (会長・副社長)	60%	26.7%	13.3%	100%
上記以外	70%	20.0%	10.0%	100%

【現金報酬にかかる業績指標の内容及び算定方法】

<会社業績> 以下の3つの達成状況 に基づいて決定	×	<個人業績> 代表取締役等の個人の 業績等に基づいて決定	=	代表取締役等の 業績連動報酬
↓				
会社業績指標				
収益性	健全性	効率性		
親会社株主に 帰属する 当期純利益	連結自己資本比率	連結 OHR		

【会社業績指標】

	会社業績指標	当該業績指標の 選定理由	算定方法	目標	実績
収益性	親会社株主に 帰属する 当期純利益	期間におけるすべての経済活動によりどれだけ収益を上げることができたかを測る観点より選定	期初に設定した目標に対する達成状況を評点化することにより評価を算定	215 億円	222 億円
健全性	連結自己資本比率	資産の健全性を確保しつつ成長実現を図ることが重要であるとの認識のもと、どれだけ資産の健全性が確保されているかを測る観点より選定		8.74%	9.08%
効率性	連結 OHR	業務改革の徹底等による経費コントロールの重要性を踏まえ、どれだけ効率的に収益を上げることができたかを測る観点より選定		72.1%	75.4%

【株式報酬にかかる業績指標等】

株式会社りそなホールディングスの「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標としており、本指標はグループ全体でどれだけ収益を上げることができたかを測る観点より選定しております。算定方法は、期初に設定した目標に対する達成状況を評点化することにより評価を算定しており、目標と実績は以下の通りです。

業績指標	目標	実績
親会社株主に帰属する当期純利益	1,500 億円	1,604 億円

ハ 報酬の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬総額は、2017年11月28日開催の株主総会において、月額1,800万円以内と定められております。また、監査等委員である取締役の報酬総額は、2017年11月28日開催の株主総会において、月額600万円以内と定められております。

ニ 取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容についての委任に係る事項

① 委任を受ける者の地位及び氏名

代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉

② 委任する権限の内容

取締役及び執行役員の役職位別報酬及び業績連動報酬を決定します。

※取締役（非執行）については業績連動報酬の支給はありません。

③ 委任した権限が適切に行使されるようにするための措置の内容

・当社は取締役会において審議した内容を踏まえて、報酬水準や業績に連動する報酬の算定方法をはじめとした報酬制度を決定しております。

・また、業績連動報酬を決定する要素である会社業績および個人業績の結果は取締役会へ報告を実施した後、代表取締役兼社長執行役員が決定することとしており、報酬決定プロセスにおいて透明性の高い取締役会が実効的に関与する仕組みを構築しております。

ホ 取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会で透明性が確保された審議が行われております。

(3) 責任限定契約

社外取締役である安田隆二氏、高橋亘氏、三箇山秀之氏、磯野薫氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
安田 隆二	株式会社ヤクルト本社 社外取締役 東京女子大学 理事長
高橋 亘	大阪経済大学経済学部 教授 神戸大学経済経営研究所 リサーチフェロー
三箇山 秀之	DM三井製糖ホールディングス株式会社 顧問
磯野 薫	株式会社関西みらい銀行 取締役

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、幅広い見地から適時適切な意見・提言等があります。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況 (2022年度)		取締役会等における発言 その他の活動状況
		取締役会	監査等委員会	
安田 隆二	5年	15回中 14回	13回中 11回	企業戦略に関する専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、特に、成長戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
高橋 亘	1年 9カ月	15回中 15回	13回中 13回	経済に関する専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、特に、成長戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
三箇山 秀之	9カ月	11回中 11回	10回中 10回	製造業の経営者を務めたことによる豊富な経験や幅広い見識に基づき、特に、経営戦略や組織運営の観点からの積極的な意見・提言等があります。
磯野 薫	2年 9カ月	15回中 15回		金融機関のリスク管理部門での豊富な経験や幅広い見識に基づき、特に、内部統制やリスク管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

(注) 1. 在任期間は、社外取締役への就任後から当該事業年度末までの期間について、1カ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2. 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

(3) 社外役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等				
		総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	左記以外の報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
社外役員	6	42	42	—	—	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2022年6月23日をもって辞任した取締役1名ならびに取締役(監査等委員)1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見
該当事項はありません

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 900,000 千株
発行済株式の総数 372,500 千株
(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式 1 名

(3) 大株主

普通株式 (上位 10 名)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	(千株)	(%)
株式会社りそなホールディングス	372,500	100

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(4) 事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 当社の新株予約権に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が保有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 増村 正之 指定有限責任社員 大竹 新 指定有限責任社員 岸野 勝	(百万円) 10	・ 会社法第 399 条第 1 項の同意の理由 (注) 4 ・ 公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務 (注) 5

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、169 百万円であります。
3. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、監査日数や人員配置、前年度の監査実績、職務遂行状況、監査品質、報酬の前提となる見積り等の算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 財務に係るアドバイザー業務等であります。
5. 当社の会計監査人と同一のネットワーク・ファームに対し、当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額（当社の会計監査人を除く）は、0 百万円であります。主な業務の内容は、海外規制情報等に関する情報提供業務等であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性等を中心に、会計監査人及び当社執行役員等からの報告、子会社の監査役を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

(1) 「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

当社は、グループ企業価値の向上に向け、業務の適正を確保するための体制を構築し、関西みらいフィナンシャルグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

イ はじめに

当社及び当社グループ各社(※)は「関西みらいフィナンシャルグループ経営理念」のもと本基本方針を定め、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、関西みらいフィナンシャルグループに相応しい内部統制の実現を目指す。また、りそなホールディングスが定める「りそなグループ経営理念」、「グループ内部統制に係る基本方針」等に基づくりそなグループのグループガバナンスを尊重し、その価値観を共有する。

(※) 会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条に定める会社と定義する。以下、同様。

ロ 内部統制の目的

内部統制の目的(基本原則)

当社及び当社グループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

① 業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

② 財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

③ 法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及び当社グループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、グループ共通の「関西みらいフィナンシャルグループ経営理念」のもと、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ当社および当社グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

① 当社及び当社グループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「グループコンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、反社会的勢力への対応やマネー・ローンダリングの防止等を含むコンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、当社及び当社グループ各社の取締役、執行役員及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、当社及び当社グループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「グループ情報取扱基本方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理方針」を定め、お客さまへの説明状況の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取り組むものとする。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

取締役、執行役員及び使用人など当社内の全ての者を対象として、「グループ情報取扱基本方針」を定め、全ての職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

また、執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、別途定める「執行役員規程」において、情報の保存及び管理の方法などを規定し、執行役員はこれに従うものとする。

③ 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及び当社グループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合的管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④ 当社及び当社グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社及び当社グループ各社の取締役及び執行役員や当社及び当社グループ各社の組織体制に係る「組織分掌規程」「執行役員規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。

また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制（当社グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む。）に関する事項

当社及び当社グループ各社は、共通の経営理念である「関西みらいフィナンシャルグループ経営理念」により、企業集団の業務の適正確保等を目的として、以下の方針を定める。

(ア) 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、当社グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社と当社グループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、当社グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。

(イ) 「グループ情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及び当社グループ各社における公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとする。

(ウ) 当社及び当社グループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉である IT について、「IT 基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含む IT の機能が継続的かつ適切に発揮され、IT 戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。

(エ) 当社及び当社グループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及び当社グループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

(オ) りそなグループ全体での経営管理が必要となる事項については、関西みらいフィナンシャルグループの上場会社として求められる独立性が保たれる範囲で、りそなホールディングスの経営方針、基本的計画、事業戦略等に従うものとしておりましたが、2021年4月1日にりそなホールディングスの完全子会社となったことを踏まえ、同日付けでりそなホールディングスとの間で経営管理契約を取り交わしております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会に直属する組織として監査等委員会室を設置するとともに、「監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助する使用人は同室へ所属するものとする。なお、同室には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。

また、同室の業務に関する規程は、別途監査等委員会が定めるものとする。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑦ 前号の使用人の監査等委員でない取締役からの独立性の確保に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するため及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性を確保するために、前号「監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動や人事評価等に関する事項について、監査等委員会または監査等委員会室長と事前に協議することを定めるものとする。

また、監査等委員以外の取締役は、当該使用人が業務遂行するうえで、不当な制約を受けることがないように配慮すべきものとする。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査等委員会への報告体制に関する事項

- (ア) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人は、当社または当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査等委員会に報告を行うものとする。
- (イ) 当社グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社または当社グループ各社に著しい損害をおよぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて当社監査等委員会に報告を行うものとする。
- (ウ) 当社及び当社グループ各社の使用人は法令等の違反行為を発見したときには、社外あて相談通報窓口である「関西みらい弁護士ホットライン」又は社内あて通報窓口である「関西みらいコンプライアンス・ホットライン」に報告することができる。コンプライアンス統括部署は内部通報制度への通報・相談のうち重要な事案について監査等委員会へ報告する。
- (エ) 上記（ア）及び（イ）にかかわらず、当社監査等委員会は必要に応じ、いつでも業務執行について報告を求めることができ、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、説明を求められた場合、正当な理由がない限り、当該事項について速やかに報告するものとする。

⑨ 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理等に関する事項

監査等委員の職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。ただし、監査等委員は、緊急または臨時に支出を要する費用についても、当社に請求することができ、当社は、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要でないとは認められた場合を除き、これを負担する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査等委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」に従い、内部監査基本計画の策定及び内部監査の結果、改善勧告に基づく改善状況の結果を含め、監査等委員会に対する職務上の報告等を行う体制を整備するとともに、監査等委員会との定例的な意見交換を行う等日常の緊密な連携を行う。また、内部監査以外の財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に関わる部署についても、監査等委員会との円滑な意思疎通等その連携に努めるものとする。

(2) 「グループ内部統制に係る基本方針」に基づく運用状況の概要

イ 法令等遵守に係る体制整備の状況

当社及び当社グループ各社においてコンプライアンス基本方針等を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修啓発体制など基本的な枠組みを明確化しております。当社グループ各社は、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定・実践することにより、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めることとしております。

従業員等からのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「関西みらい弁護士ホットライン」及び「関西みらいコンプライアンス・ホットライン」を設置し、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図ることとしております。

また、会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する不正処理や不適切な処理についての外部からの通報窓口として、会計監査ホットラインを設置することとしております。

「関西みらい弁護士ホットライン」及び「関西みらい会計監査ホットライン」については、経営陣から独立した窓口として、社外の法律事務所が通報等を受付し、受付した全ての事案について、社外取締役である監査等委員会委員長に直接報告することで、制度の信頼性や透明性の向上を図ることとしております。

体制面においては、当社及び当社グループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各グループ銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討するため、当社及び当社グループ銀行をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置しております。

また、当社グループ各社のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関して、当社グループ各社において態勢を整備し、当社においては、お客さまからの信頼や利便性向上に向けた対応策について、コンプライアンス委員会において協議・報告することとしております。

ロ リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設置し体制を整備するとともに、当社グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、当社グループ各社のリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、当社グループ各社からのリスク状況の定期的な報告を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図っております。

当社グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理に関する規程等を制定し、各社にとって適切なリスク管理体制を整備しております。

当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定の先や業種への与信集中による過大なリスク負担が、不良債権処理による多額の損失計上の主因となった反省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスクにおける2つの柱と位置付けております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

このほか、当社及び当社グループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

ハ 内部監査に係る体制整備の状況

内部監査は、当社及び当社グループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動について、その遂行状況等を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能であります。

当社では、その目的達成のため「グループ内部監査基本方針」を定め、取締役会の指揮の下に、

業務担当部署から独立した内部監査部を設置し、内部監査を専ら担当する執行役員を任命しております。また、監査等委員会が内部監査部に対して直接指示し、報告させるレポーティングラインを明示的に確保することにより、社長執行役員等に対する監督・牽制を強化しております。

9 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
株式会社関西みらい銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	252,921	369,259
株式会社みなと銀行	神戸府神戸市中央区三宮町二丁目1番1号	113,552	

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を当社定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、自己資本充実に意を払うとともに、親会社である株式会社りそなホールディングスに対する安定配当の観点から実施してまいります。

第6期 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,618	流 動 負 債	27,663
現 金 及 び 預 金	715	未 払 費 用	4
有 価 証 券	1,800	未 払 法 人 税 等	11
前 払 費 用	0	賞 与 引 当 金	222
未 収 収 益	0	1 年 内 返 済 予 定 の	27,400
未 収 還 付 法 人 税 等	81	関 係 会 社 長 期 借 入 金	
未 収 入 金	21	そ の 他	24
固 定 資 産	366,640	負 債 の 部 合 計	27,663
無 形 固 定 資 産	9	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	7	資 本 金	29,589
ソ フ ト ウ ェ ア	2	資 本 剰 余 金	309,011
投 資 そ の 他 の 資 産	366,630	資 本 準 備 金	280,108
関 係 会 社 株 式	366,573	そ の 他 資 本 剰 余 金	28,903
繰 延 税 金 資 産	56	利 益 剰 余 金	2,994
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,994
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,994
		株 主 資 本 合 計	341,596
		純 資 産 の 部 合 計	341,596
資 産 の 部 合 計	369,259	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	369,259

第6期

2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,737
関係会社受取配当金	401	
関係会社受入手数料	2,336	
営 業 費 用		2,674
借入金利息	113	
販売費及び一般管理費	2,561	
営 業 利 益		62
営 業 外 収 益		0
営 業 外 費 用		2
経 常 利 益		60
税 引 前 当 期 純 利 益		60
法人税、住民税及び事業税	4	
法人税等調整額	△ 56	
法 人 税 等 合 計		△ 52
当 期 純 利 益		112

第6期

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	29,589	280,108	28,903	309,011
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	29,589	280,108	28,903	309,011

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金		
	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,885	341,487	341,487
当期変動額			
剰余金の配当	△ 3	△ 3	△ 3
当期純利益	112	112	112
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-
当期変動額合計	108	108	108
当期末残高	2,994	341,596	341,596

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法により行っております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。

ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(追加情報)

単体納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は翌事業年度より、単体納税制度から株式会社りそなホールディングスを通算親会社とするグループ通算制度へ移行することとなります。なお、当事業年度から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する短期金銭債権	2,396百万円
関係会社に対する長期金銭債務	27,400百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高	
営業収益	2,737百万円
営業費用	946百万円

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	319百万円
その他	70百万円
繰延税金資産小計	390百万円
評価性引当額	△333百万円
繰延税金資産合計	56百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 関西みらい銀行	(所有) 直接 100.00%	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	手数料の受取	1,657	—	—
				資金の借入	—	1年内返済予定 の関係会社 長期借入金	13,700
				借入金利息	56	未払費用	—
				預金の預入	321	現金及び預金	596
				譲渡性預金の 預入	1,933	有価証券	1,800
				配当金の受取	287	—	—
子会社	株式会社 みなと銀行	(所有) 直接 100.00%	経営管理 金銭貸借関係 役員の兼任	手数料の受取	678	—	—
				資金の借入	—	1年内返済予定 の関係会社 長期借入金	13,700
				借入金利息	56	未払費用	—
				配当金の受取	113	—	—

(注) 1. 手数料は経営指導料であり、持株会社の運営に係る費用等の諸条件を勘案し、協議のうえ締結した契約書に基づき決定しております。

2. 借入金は無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

3. 預金及び譲渡性預金の預入の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

(1株当たり情報)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産 | 917円3銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 30銭 |

第6期 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,522,708	預 金	11,074,698
コールローン及び買入手形	2,670	譲 渡 性 預 金	235,120
買 入 金 銭 債 権	20	コールマネー及び売渡手形	1,192,649
商 品 有 価 証 券	25	債券貸借取引受入担保金	251,139
有 価 証 券	1,308,436	借 用 金	648,810
貸 出 金	9,894,721	外 国 為 替	889
外 国 為 替	15,327	そ の 他 負 債	85,385
リース債権及びリース投資資産	32,044	賞 与 引 当 金	5,461
そ の 他 資 産	159,504	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,843
有 形 固 定 資 産	90,348	そ の 他 の 引 当 金	4,759
建 物	29,273	支 払 承 諾	31,004
土 地	53,275	負 債 の 部 合 計	13,536,760
リ ー ス 資 産	587	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	208	資 本 金	29,589
その他の有形固定資産	7,003	資 本 剰 余 金	308,936
無 形 固 定 資 産	5,891	利 益 剰 余 金	171,080
ソ フ ト ウ ェ ア	4,680	株 主 資 本 合 計	509,607
リ ー ス 資 産	28	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,049
その他の無形固定資産	1,183	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	411
退 職 給 付 に 係 る 資 産	24,184	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	267
繰 延 税 金 資 産	21,205	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 370
支 払 承 諾 見 返	31,004	非 支 配 株 主 持 分	36
貸 倒 引 当 金	△ 62,062	純 資 産 の 部 合 計	509,273
資 産 の 部 合 計	14,046,034	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	14,046,034

第6期 (2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで) 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		186,542
資 金 運 用 収 益	110,101	
貸 出 金 利 息	97,298	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,771	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	97	
預 け 金 利 息	3,264	
そ の 他 の 受 入 利 息	1,670	
信 託 報 酬	10	
役 務 取 引 等 収 益	48,146	
そ の 他 業 務 収 益	23,338	
そ の 他 経 常 収 益	4,946	
償 却 債 権 取 立 益	1,065	
そ の 他 の 経 常 収 益	3,881	
経 常 費 用		157,394
資 金 調 達 費 用	3,632	
預 金 利 息	2,156	
譲 渡 性 預 金 利 息	7	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	△ 112	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,538	
借 用 金 利 息	11	
そ の 他 の 支 払 利 息	31	
役 務 取 引 等 費 用	16,685	
そ の 他 業 務 費 用	26,362	
営 業 経 費	103,055	
そ の 他 経 常 費 用	7,657	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,851	
そ の 他 の 経 常 費 用	4,806	
経 常 利 益		29,148
特 別 利 益		2,569
固 定 資 産 処 分 益	1,717	
退 職 給 付 信 託 返 還 益	852	
特 別 損 失		2,072
固 定 資 産 処 分 損 失	466	
減 損 損 失	1,606	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		29,644
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,565	
法 人 税 等 調 整 額	2,803	
法 人 税 等 合 計		7,369
当 期 純 利 益		22,275
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		22,272

第6期

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当期首残高	29,589	308,936	148,811	487,338
当期変動額				
剰余金の配当			△ 3	△ 3
親会社株主に帰属する 当期純利益			22,272	22,272
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	22,268	22,268
当期末残高	29,589	308,936	171,080	509,607

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	217	△ 2	△ 2,442	△ 2,226	33	485,145
当期変動額						
剰余金の配当						△ 3
親会社株主に帰属する 当期純利益						22,272
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 1,266	413	2,709	1,856	2	1,859
当期変動額合計	△ 1,266	413	2,709	1,856	2	24,128
当期末残高	△ 1,049	411	267	△ 370	36	509,273

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 15社

会社名

株式会社関西みらい銀行
株式会社みなと銀行
みらいリーナルパートナーズ株式会社
関西みらいリース株式会社
関西みらい保証株式会社
関西総合信用株式会社
びわこ信用保証株式会社
りそなみらいズ株式会社
幸福カード株式会社
みなとビジネスサービス株式会社
みなと保証株式会社
みなとリース株式会社
株式会社みなとカード
みなとシステム株式会社
みなとキャピタル株式会社

(連結の範囲の変更)

みなとアセットリサーチ株式会社は、2022年6月21日に清算終了したことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 7社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 7社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても当期連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 15社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要管理先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要管理先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額の算定基礎となる予想損失率は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに将来予測等必要な修正として、当該損失率に比して景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は45,369百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 1,987百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 2,276百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの連結決算日の為替相場により換算しております。

(10) 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「信託報酬」や「役務取引等収益」に含まれております。

「信託報酬」は顧客から受託した信託財産を管理・運用することによる収益で、主にこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

「役務取引等収益」は、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。

預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社及び子法人等の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのほか、一部については個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

②為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社及び子法人等の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

す。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。時価算定会計基準適用指針は、投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いを定めたものであります。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 62,062百万円

なお、上記の金額には、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の感染拡大に起因する経済活動の停滞により影響を受ける債務者に対する貸出金等（124,345百万円）に内包する信用リスクに備えた追加的な引当金1,518百万円が含まれております。

- (2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金算定に当たっては、貸出金を含む債権等について、原則として債務者の信用格付を実施し債務者区分の判定を行った上で、債権等の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、査定分類を行っております。

当該引当金算出方法の詳細は、「連結計算書類の作成方針 4. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

上述の追加的な引当金の算出にあたっては、当社グループ銀行の貸出金等について、COVID-19の感染拡大に起因する影響の分析に基づき、各債務者の信用リスクに重要な影響が及ぶと推定される業種（以下、「COVID-19影響業種」）を選定し、当該業種に属する要注意先の貸出金等については、貸倒発生や債務者区分の遷移状況等を考慮すると特に今後予想される業績悪化の程度に不確実性が伴うことから、当該貸出金等が内包する信用リスクを反映する目的で過去の貸倒実績率に一定の修正を加えた予想損失率を用いて計上しております。具体的には、要注意先に係る最近の貸倒損失等の発生状況をCOVID-19影響業種と全業種との間で比較して貸倒実績の乖離を算定し、全業種に係る過去の貸倒実績率に上述の乖離を反映して算定した予想損失率を用いております。

なお、一部のグループ銀行においては、当連結会計年度末において、COVID-19影響業種とそれ以外の業種における貸倒の発生状況の乖離が縮小傾向にあり、またCOVID-19影響業種における当該影響に伴う信用リスクは自己査定に基づく債務者区分の見直しを通じて要注意先に係る貸倒引当金の予想損失率に反映されている状況にあります。これらの状況等を踏まえ、当連結会計年度末において上述の追加的な引当金を計上せず、「連結計算書類の作成方針 4. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載されているとおり、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算定した損失率に将来予測等必要な修正を考慮した予想損失額を見積ることによって貸倒引当金を算定する方法に一本化しております。

② 主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「予想損失額の算定における将来見込み」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。また、「予想損失額の算定における将来見込み」は、過去平均値に基づく損失率に必要な修正を加えて設定しております。

なお、これらの仮定は、将来の経済状況等様々な状況の変化によって影響を受ける可能性があります。

上述の追加的な引当金については、現状の経済状況に鑑み、その影響は2023年度中も継続するものと仮定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特に、COVID-19の感染状況や経済活動への影響の変化に伴い、上述の追加的な引当金の対象となる貸出金等に係る業種や予想損失率等に変更があった場合には、上述の追加的な引当金額は増減する可能性があります。

(追加情報)

単体納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当グループは翌連結会計年度より、単体納税制度から株式会社りそなホールディングスを通算親会社とするグループ通算制度へ移行することとなります。なお、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税法並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 1,744百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	26,659百万円
危険債権額	128,321百万円
三月以上延滞債権額	795百万円
貸出条件緩和債権額	60,752百万円
合計額	216,529百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,022百万円であります。

4. ローン・パーティシパシオンで、「ローン・パーティシパシオンの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は33,974百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	980,574百万円
貸出金	87,728百万円
リース債権及びリース投資資産	331百万円
その他資産	5,925百万円

担保資産に対応する債務

預金	23,533百万円
債券貸借取引受入担保金	251,139百万円
借入金	645,900百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2,300百万円、有価証券2,984百万円及びその他資産58,766百万円を差し入れております。

また、その他資産には金融商品等差入担保金5,146百万円、敷金保証金4,810百万円、及び先物取引差入証拠金

1, 254百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1, 185, 685百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1, 090, 468百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 70, 774百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 10, 212百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は90, 394百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益2, 973百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当44, 134百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却1, 131百万円、経営統合関係費用866百万円、株式等償却損699百万円を含んでおります。
4. 固定資産の減損処理にあたり、銀行業を営む連結される子会社及び子法人等は、営業用店舗については、主として営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、当社及びその他の連結される子会社及び子法人等は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、店舗統合・移転等の決定、及び営業キャッシュ・フローの低下した以下の営業用店舗や遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計1, 606百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類等	減損損失
大阪府下	営業用店舗等	土地建物等	506百万円
滋賀県下	営業用店舗等	土地建物等	462百万円
兵庫県下	営業用店舗等	土地建物等	636百万円
上記以外	遊休資産	土地	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度		当連結会計年度 末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	372,500	—	—	372,500	

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の金額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月12日 取締役会	普通株式	3	0.01	2022年 3月31日	2022年 5月13日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2023年5月11日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当の金額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	3	0.01	利益剰余金	2023年 3月31日	2023年 5月15日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、真にお客さまに役立つ金融サービスグループを目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社グループの収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当グループは預金の受入れ、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや金利変動リスクに対応するため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。

その一環として、長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当グループの連結子会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証等を行っている子会社等があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 貸出資産の内容及びそのリスク

当グループの各銀行は大阪府・兵庫県・滋賀県を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

② 有価証券の内容及びそのリスク

当グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金等であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③ デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当グループで取り扱っておりますデリバティブ取引には、金利関連における金利スワップ取引、通貨関連における為替予約取引、株式関連における株価指数先物取引、債券関連における債券先物取引等があります。

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、及び金融資産・負債のヘッジ取引の目的でデリバティブ取引を取り扱っております。

(i) お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような考え方のもとで取り組んでおります。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み等の取引条件や、ヘッジの有効性（当初に意図した経済効果が得られなくなる場合、ヘッジ取引による経済効果がお客さまにとって不利となる場合等の説明を含む）、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

説明にあたっては正確な用語を用いるとともに、難解な専門用語は平易な言葉で説明すること。

また、所定の書面等の理解チェック欄を使用する等により、説明漏れがないこと及び理解したことを当社とお客さまの双方で共同確認を行うこと。

・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。また、お客さまの知識、経験、財産、取引目的、損失負担能力、社内管理体制等に照らして、取引金額、年限及びリスク度等不相当と認められる取引は行わないこと。

・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ii) 金融資産・負債のヘッジ取引

当グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。

また、「個別ヘッジ」の場合は、ヘッジ手段とヘッジ対象の金利等条件の一致確認等により当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述 (3) ②のとおり適切に管理しております。

④ 金融負債の内容及びそのリスク

当グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達等を行っております。

これらについては、金利の変動リスクや、金融経済環境の変化等により調達が困難になる流動性リスクがあります。

⑤ 銀行子会社以外の子会社の内容及びそのリスク

当グループの銀行子会社以外の子会社には、信用保証業務を行っている会社、リース業務を行っている会社等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署におけるリスク管理体制を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

① 信用リスクの管理

当グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、信用リスクに関する会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

信用リスクに関する会議は、与信業務全般に関する重要事項の協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当グループの各銀行では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当グループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジットシーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスク管理の体制

当グループの各銀行における市場リスク管理体制については「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、市場リスクに関する対応を協議・報告する会議としてALM委員会等を設置しております。

当グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するため

に、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク額算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等の残高限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当グループの各銀行では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策保有株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。また、バンキングについては、CVA（デリバティブ取引にかかる信用評価調整）も含めたリスク額としております。

当グループとしての市場リスクに係るリスク額は、上記のうちトレーディング、バンキングについては各銀行のVaRを単純合算することによって算出し、政策保有株式については各銀行のVaRに当社の減損基準を加味した減損リスク額を当社にて算出しております。なお、一部の商品や子会社のリスク額は、グループとしての市場リスクに係るリスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア) トレーディング

当グループの各銀行は特定取引勘定を設けておりませんが、一部の銀行でトレーディング目的と区分している金融商品があります。

当グループでは、トレーディング目的で保有する金融商品に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

当期の連結決算日現在で当グループのトレーディング業務のリスク額は7百万円であります。

(イ) バンキング

当グループの各銀行では、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策保有株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当グループでは、バンキング業務に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法（保有期間20営業日または125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日）を採用しております。当期の連結決算日現在で当グループのバンキング業務のリスク額は、19,300百万円であります。

(ウ) 政策保有株式

当グループの各銀行では、政策目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行っております。

当グループでは、政策保有株式に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日）を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

なお、当該減損リスクは、当グループ各銀行における償却原価とは異なる、当社における償却原価に基づいて算出しております。

当期の連結決算日現在で当グループの政策保有株式のリスク額は、2,518百万円であります。

(iii) 市場リスクのVaRの検証体制等

当グループの各銀行では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテスティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③ 流動性リスクの管理

当グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会等により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は次表に含めておらず（注1）参照）、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	25	25	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	557,273	532,291	△24,982
その他有価証券（*1）	735,397	735,397	—
(3) 貸出金	9,894,721		
貸倒引当金（*2）	△61,021		
	9,833,700	9,835,292	1,591
資産計	11,126,397	11,103,006	△23,390
(1) 預金	11,074,698	11,074,876	178
(2) 譲渡性預金	235,120	235,120	0
(3) 借入金	648,810	637,539	△11,270
負債計	11,958,628	11,947,536	△11,092
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,958	5,958	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*4）	686	686	—
デリバティブ取引計	6,645	6,645	—

（*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*4）ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1、2）	4,352
組合出資金（*3）	11,413

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について109百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券				
売買目的有価証券				
国債	25	—	—	25
地方債	—	0	—	0
有価証券				
その他有価証券				
国債	116,516	—	—	116,516
地方債	—	166,408	—	166,408
社債	—	184,841	84,649	269,491
株式	29,363	—	—	29,363
その他	93,263	59,669	—	152,932
資産計	239,167	410,920	84,649	734,737
デリバティブ取引				
金利関連	—	4,986	—	4,986
通貨関連	—	1,659	—	1,659
デリバティブ取引計	—	6,645	—	6,645

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は685百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	248,317	—	—	248,317
地方債	—	4,265	—	4,265
社債	—	274,184	5,523	279,708
貸出金	—	—	9,835,292	9,835,292
資産計	248,317	278,449	9,840,816	10,367,583
預金	—	11,074,876	—	11,074,876
譲渡性預金	—	235,120	—	235,120
借入金	—	637,539	—	637,539
負債計	—	11,947,536	—	11,947,536

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

商品有価証券

商品有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状況が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 社債 私募債	現在価値技法	割引率	0.1% - 26.0%	0.8%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益
		損益に計上(*)	その他の包括利益に計上					
有価証券 その他有価証券 社債	77,755	△50	△69	7,014	—	—	84,649	—

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当社グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続を定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価技法を用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、将来のキャッシュ・フローを現在価値に換算するための係数であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率が上昇（低下）すると、現在価値は下落（上昇）します。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	22,340	23,195	854
	社債	34,859	35,296	436
	小 計	57,200	58,491	1,291
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	242,568	225,122	△17,445
	地方債	4,346	4,265	△80
	社債	253,158	244,411	△8,746
	小 計	500,072	473,799	△26,273
合 計		557,273	532,291	△24,982

3. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	22,820	10,949	11,870
	債券	71,016	70,714	302
	地方債	3,920	3,917	2
	社債	67,096	66,797	299
	その他	67,832	65,622	2,210
	小 計	161,670	147,286	14,383
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	6,542	7,915	△1,372
	債券	481,399	490,329	△8,930
	国債	116,516	120,685	△4,169
	地方債	162,488	163,784	△1,296
	社債	202,395	205,859	△3,464
	その他	85,805	92,357	△6,552
	小 計	573,748	590,602	△16,854
合 計		735,418	737,888	△2,470

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

種 類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,127	434	40
債券	108,427	116	481
国債	86,287	113	381
地方債	11,744	0	68
社債	10,394	3	31
その他	130,838	3,113	7,251
合 計	241,392	3,664	7,774

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、643百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	186,542
うち信託報酬	10
うち役務取引等収益	48,146
預金・貸出業務	16,348
為替業務	6,232
信託関連業務	1,666
証券関連業務	8,569
代理業務	5,077
保護預り・貸金庫業務	583
保証業務	3,048

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含んでおります。また、役務取引等収益の内訳は、主要な業務について記載しております。

(1株当たり情報)

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 1,367円7銭 |
| 2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 59円79銭 |

第6期〔 2022年 4月 1日から 2023年 3月 31日まで 〕 附属明細書

大阪府中央区備後町二丁目2番1号
株式会社 関西みらいフィナンシャルグループ
代表取締役兼社長執行役員 西山 和宏 ㊞

2023年4月26日 作成

2023年5月30日 備付

目 次

1. 計算書類に関する事項

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産
- (2) 引当金
- (3) 営業経費
- (4) その他の重要な事項

2. 事業報告に関する事項

- (1) 会社役員の内職の状況
- (2) その他の重要な事項

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形固定資産	—	—	—	—	—	—	—%
無形固定資産	14	0	—	4	9	24	62.71%
計	14	0	—	4	9	24	62.71%

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「償却累計率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		当 期 末 残 高	計 上 理 由 及 び 算 定 方 法
			目的取崩額	その他		
賞与引当金	249	222	249	—	222	
計	249	222	249	—	222	

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記しているため省略しております。

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	1,562
福 利 厚 生 費	6
減 価 償 却 費	4
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	6
消 耗 品 費	0
旅 費	8
通 信 費	0
広 告 宣 伝 費	11
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	1
租 税 公 課	16
業 務 委 託 料	68
そ の 他	872
計	2,561

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) その他の重要な事項

該当ありません。

2. 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の内職の状況

区分	氏名	兼職法人等名	役職	適用
取締役	菅 哲哉	株式会社 関西みらい銀行	代表取締役社長	銀行法第52条の19第1項の規定に基づき近畿財務局長の認可を得ております。 兼職会社は銀行業であります。
	武市 寿一	株式会社 みなと銀行	代表取締役社長	銀行法第52条の19第1項の規定に基づき近畿財務局長の認可を得ております。 兼職会社は銀行業であります。
	西山 和宏	株式会社 関西みらい銀行	代表取締役 兼副社長執行役員	銀行法第52条の19第1項の規定に基づき近畿財務局長の認可を得ております。 兼職会社は銀行業であります。

(注) その他の重要な兼職の状況については事業報告「2. 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の内職」に記載のとおりであります。

(2) その他の重要な事項

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 関西みらいフィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

増村正之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大竹新

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

谷野勝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関西みらいフィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 関西みらいフィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

増村正之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大竹新

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

谷野勝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関西みらいフィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員  

監査等委員  

監査等委員  

監査等委員  

(注) 監査等委員安田隆二、高橋亘及び三箇山秀之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。